

■ Article (vol.21) ■

規制改革会議「第3次答申」の行方ー税理士法人の設立要件は緩和すべきか？

日税連規制改革対策特別委員会副委員長 宮川雅夫

● 規制改革会議の「中間とりまとめ」

政府の規制改革会議（草刈隆郎議長）は、本年7月2日、「中間とりまとめ一年末答申に向けての問題提起ー」を公表した。

掲げられたテーマは、①社会保障・少子化対策、②農林水産業・地域、③生活基盤、④国際競争力向上、⑤社会基盤、⑥教育・資格改革、⑦官業スリム化の7分野にわたっている。

（「中間とりまとめ」は、規制改革会議の下記ホームページからダウンロードできる。<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/publication/index.html> この内、税理士制度に関連のある項目は、「教育・資格改革」の173頁以下に記述されている。）

規制改革会議は、今般、詳細な「中間とりまとめ」を公表することにより、「グローバル競争の激化や本格的な少子高齢化社会の到来を考えると、改革に残された時間は少なく、一時も立ち止まることは許されない。」との立場から、規制改革を推進するための議論を喚起するとともに、年末に策定する第3次答申に向けて各省庁との協議に入ることとしている。

そして、この答申は、来年3月に閣議決定される「規制改革推進のための3か年計画」に反映することになる。

● 税理士制度に関連のある項目

今般の「中間とりまとめ」は、「法務・資格分野」の問題意識（総論）において、「資格制度を所管する省庁や資格者団体の視点ではなく、実際に資格者を利用する国民の視点に立って考えてみると資格制度の見直しはいまだ十分とはいえない難い状況にある。」という現状認識を前提として、「資格者が担うべき業務の内容も専門化、高度化、多様化しており、国民のニーズに的確に対応していくためには、最新の知識や技術・能力の獲得などの資格者の個人的な資質の向上に止まらず、市場競争を通じ多様なサービスの提供が可能となるよう資格制度そのものの在り方を見直し、資格者が提供するサービスの質の向上を図る必要がある。」との方向を示している。

この方向性により、「時代の要請に応じた専門的かつ総合的なサービスを提供するため、従来からの資格者個人を中心とする業務形態からの転換も視野に入れた制度の見直しが必要である。」として、法人制度充実の必要性を示唆するとともに、「参入規制や競争制限にならないよう十分に配慮しつつ、資取得後の講習や継続

研修の義務付けを行う」こと、「資格者の量的拡大と質の確保を図る」こと、「業務独占の業務範囲を可能な限り限定をかける」こと、「業務に必要な専門知識や能力を有することを確認するための能力担保措置を講じた上で隣接職種の資格者の参入を認めていく」こと等を求めている。

●資格者法人の設立要件緩和

この内、日税連として重大な関心を持っている項目は、「資格者法人の設立要件緩和」という論点である。

「中間とりまとめ」は、「現在の資格者法人の設立数からみて必ずしも活用が進んでいないのが現状である」と指摘し、「資格者法人の設立要件の緩和を行い、個人事務所を中心とした業務形態から、事務所の法人化や大規模化を進めるビジネスモデルとして近代化を図っていく必要がある。」としている。

具体的には、①一人法人制度の創設、②資格者法人社員の無限連帯責任の見直し、③資格者法人の社員資格の拡大を検討事項として掲げている。

●日税連のヒアリングにおける議論

日税連は、7月25日に規制改革会議のヒアリングに望み、①資格者法人の設立要件の緩和、②隣接法律専門職種の相互参入、③法曹人口（弁護士）拡大や公認会計士増員に伴う税理士業務への影響、④資格取得者の研修の在り方、⑤税理士試験の受験資格の見直し、⑥税理士情報の開示の取組状況等について意見交換を行った。

この内、「税理士法人の設立要件の緩和」については、下記の通り意見を表明した。

まず前提として、平成19年度末の税理士法人の数は、主たる事務所1,548、従たる事務所622となっており、平成14年4月の施行以後順調に普及していると考えられるので、法改正をして数を増やすという方向性には異論があるという主張をした。

また、「中間とりまとめ」が指摘する、「個人事務所を中心とする業務形態から、事務所の法人化や大規模化を進める中でビジネスモデルとして近代化を図っていく必要がある。」という考え方には反対する立場を明確にした。

その上で、税理士法人制度は、複数の税理士の共同化により依頼者の複雑化・高度化する要請に応えるという立法趣旨により創設されたものであることから、基本的には、「一人法人制度」の創設に対しては慎重な意見が多数である旨の申述を行った。

一方、一人法人が認められれば事務所の事業承継が容易になる等のメリットも考えられるので、今後、会内で検討を進めていきたいとした。

規制改革会議の委員からは、一人法人制度の導入は、選択肢を拡げるための法改正であって、複数社員制や個人事務所を否定するものではないのであるから、これを制限すべきではないという意見が示された。

「無限連帯責任制の見直し」については、①税理士法人の業務執行は社員の相互監視を基本とする仕組みとすべきであること、②大規模法人の出現及び寡占化を抑止する必要があること、③納税者に対する責任を強化すべきであること等から、基本的には、無限連帯責任制を維持すべきであるという意見を申述した。

ただし、弁護士法人・特許業務法人・監査法人が採用している「指定社員無限連帯責任制」を導入することにも一定の合理性があるとの意見もあるので、引き続き検討していきたいとした。

なお、税理士法人の社員資格拡大という論点に関しては、社員を税理士に限定している現行制度を維持すべきであるという意見を表明した。

●税理士法人の設立要件は緩和すべきか？

日税連制度部は、現在、池田会長の諮問を受けて、「税理士法改正要望項目」(タキ台)の再検討を行っている。

この中には、税理士法人制度の見直しに関する項目も含まれている。

この内、一人法人を認めることの可否については賛否両論あるようだ。

また、全社員の無限連帯責任という現行制度の見直しについても様々な意見がある。

平成13年改正で導入された税理士法人制度であるが、規制改革会議の意見を契機として見直しに着手すべきかどうか、日税連としての意思決定を迫られている。

いずれにしても、規制改革会議の第3次答申が取り纏められる前に、方針を明確にする必要がありそうだ。

会員各位のご意見をお寄せいただきたい。

以 上